

向日市留守家庭児童会入会に関する同意書

1. 児童会は保護者や同居、同一世帯員全員（保護者等）が就労等により児童を保育できない日のみ利用できます。また保護者等の勤務時間等に合わせたお迎え・集団帰り・1人帰りをお願いします。
2. 児童会の入会は年度ごとのため、次年度も利用希望の場合には次年度の入会申請が必要です。
3. 児童会での見守りに配慮を要する事柄については児童状況調査票にご記入ください。児童会での見守りが困難等、児童の安全が確保できない場合は児童会の利用が保留になる場合があります。
4. 入会申請時に記入された内容・添付書類に変更があった場合は児童会や生涯学習課に変更届の提出が必要です。例）住所・勤務先・家族構成（結婚・離婚・出産）・就学援助費の適用
5. 就労状況等が入会要件を満たさないことが分かった場合、退会となります。
6. 保護者協力金や早朝・延長利用料を滞納された場合は退会となります。やむを得ない事情で納付が遅れる場合は生涯学習課にご相談ください。
7. 児童会の開会時間を遵守し、時間内にお迎えに来てください。
8. 児童が故意または通常の使用方法を逸脱した使用により、他児童の所有物や児童会の施設、備品等に損害を与えた場合、弁償となります。
9. 指導員は投薬等の医療行為を行えません。ケガ等についても応急処置のみとなります。
10. 児童会は学習指導の場ではありません。宿題の取り組みは児童の自主性に任せています。
11. 児童会のルールが守れない、他の児童に危害を加える等、児童会の運営や集団生活に支障をきたす場合、出席停止や退会となります。

「向日市留守家庭児童会入会申請について」を熟読し、上記事項について同意した上で、入会申請を行います。

年 月 日

申請者（保護者）
